

有効期間5年（令和8年12月31日まで）

令和3年8月17日

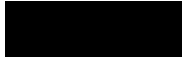
各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（警察安全相談課）

司法解剖等に係る公費負担制度の運用について（通達）

警察が取り扱う死体の解剖に係る死体検案書の作成費用（以下「死体検案書料」という。）及び遺体搬送費用については、「司法解剖等に係る公費負担制度の一部改正について」（平成30年12月7日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）に基づき、公費支出がなされているところであるが、「請求書の押印の見直しについて」（令和3年7月14日付け総務部会計課長通知）が通知されたことにより、様式等を改正して本日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本日限り廃止する。

〔 本件担当 被害者支援第一係
警 電  〕

司法解剖等に係る公費負担制度の運用要領

1 目的

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）上の手続による司法解剖，死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）による承諾解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第6条第1項の規定による解剖（以下これらを「司法解剖等」という。）に係る死体検案書料及び解剖後の遺体搬送費用を公費支出することにより，遺族の負担軽減を図ることを目的とする。

2 公費支出の内容

(1) 死体検案書料

ア 公費支出の対象

司法解剖等に係る全ての遺体とする。

イ 公費支出の内容

解剖に係る死体検案書料（消費税を含む。）の実費とする。

(2) 遺体搬送費用

ア 公費支出の対象

司法解剖等に係る全ての遺体とする。

イ 公費支出の内容

(ア) 遺体搬送費用については，遺体を安置する警察署又は交通部高速道路交通警察隊から遺族の希望する場所の間の遺体搬送料とし，棺桶代及び化粧料等は含まない。

(イ) 遺体搬送費用の支出上限額については，別表「遺体搬送費用算出表」に基づき算出した額とし，上限を超える場合は，超過分は遺族負担とする。

(ウ) 遺体搬送に使用する霊柩車の種別は，普通車によるものとする。ただし，遺族が宮型や洋型等の特別車を希望した場合は，普通車による搬送料金との差額は遺族負担とする。

3 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は，公費の支出を行わないこととする。ただし，支出除外事由に該当する場合であっても，所属長が警務部警察安全相談課長と協議の上，事案概要，遺族の置かれた状況等を考慮し，捜査上又は被害者支援上必要があると認める場合は，必要な範囲で支出することができるものとする。

(1) 被害者と加害者が，夫婦，直系血族，兄弟姉妹，三親等内の親族又は同居の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合及び縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）である場合

なお，上記親族関係にあった場合において

- ・ 当該親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合
- ・ 加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪行為を行った場合
- ・ 加害者が心神喪失の状態で犯罪行為を行った場合

等は，この限りではない。ただし，加害者が財産上の利益を受けるおそれがある場合を除く。

(2) 被害者及び遺族等が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している又は属していたと認められる場合

- (3) 身元不明等により、遺族関係者が判明しない場合
- (4) 遺族が公費支出を希望しない場合
- (5) 遺族が、加害者又はその関係者から、死体検案書料等の費用の支払いをすでに受けている場合
- (6) その他公費を支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

4 公費支出の手続

(1) 死体検案書料

- ア 所属長は、捜査主任官や被害者支援員等の中から適任者を指名して、遺族に対して本制度の趣旨を十分説明し、遺族の意思を確認した上で支出を認定するものとする。
- イ 所属長は、司法解剖等に係る公費支出認定書（様式第1号、以下「認定書」という。）により支出認定を行った場合は、会計事務担当者に速やかに広島県会計規則に基づく支出手続を行わせるものとする。
- ウ 所属長は、支出認定を行った場合は、解剖を実施した医師から請求書（様式第2号）を徴し、死体検案書の作成に係る経費の請求を受けるものとする。
- エ 本経費の支払は、解剖を実施した医師が指定する金融機関の口座へ振替により行うものとし、その口座番号等については、預貯金通帳等により誤りがないことを確認すること。

(2) 遺体搬送費用

- ア 所属長は、捜査主任官や被害者支援員等の中から適任者を指名して、遺族に対して本制度の趣旨を十分説明し、遺族の意思を確認した上で支出を認定するものとする。
- イ 所属長は、認定書により支出認定を行った場合は、会計事務担当者に速やかに広島県会計規則に基づく支出手続を行わせるものとする。
- ウ 搬送業者との契約は、遺族の精神的負担を軽減するため、遺族の意思を反映した業者を選定する必要があることから、遺族の指定した搬送業者との一者随意契約とする。
- エ 支出予定額については、別表「遺体搬送費用算出表」に基づき算出するものとし、搬送業者には、遺体搬送費用（割増料金を含む。）のみの見積書を提出させるものとする。
- オ 検査職員による履行確認後、搬送業者から請求書（様式第3号）を徴するものとする。
- カ 本経費の支払は、搬送業者が指定する金融機関の口座へ振替により行うものとし、その口座番号等については、預貯金通帳等により誤りがないことを確認すること。

5 留意事項

- (1) 所属長は、本通達に定める公費負担制度を適用したときは、当該適用に係る認定書及び請求書（以下「認定書等」という。）の各写しを刑事部捜査第一課及び警務部警察安全相談課に送付すること。ただし、交通事故事件については、認定書等の各写しを交通部交通指導課にも送付すること。
- (2) 本制度の運用に当たって疑義及び質疑が生じた場合は、その内容に応じ、刑事部捜査第一課長、交通部交通指導課長、警務部警察安全相談課長又は総務部会計課長と協議すること。
- (3) 認定書の保存期間は、5年度とする。

別表

遺体搬送費用算出表

1 運賃料金

	運賃料金
基本額 (初乗り10キロメートルを含む)	14,900円
加算額 (10キロメートルまでを増すごとに)	3,840円

2 割増料金

	割増料金
夜間割増 (午後7時から午後10時まで)	30分ごとに 950円
深夜割増 (午後10時から午前5時まで)	1作業につき 2,290円 30分ごとに 1,180円
早朝割増 (午前5時から午前8時まで)	30分ごとに 950円

3 支出上限額

運賃料金と割増料金の合計額に、消費税（消費税及び地方消費税）を加算した額（10円未満切捨て）とし、その額が3万円を超える場合は3万円とする。